

延岡市島浦町地域おこし協力隊募集支援業務プロポーザル審査要領

1. 趣旨

延岡市島浦町地域おこし協力隊募集支援業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施されるプロポーザルにおいては、本審査要領に基づき審査を実施して受託候補者を決定することとする。

2. 審査対象者

審査の対象となる者は、プロポーザルの参加資格を認められた者のうち、指定期日までに実施要領 7（1）に定める企画提案書等を提出した者に限る。なお、企画提案書等を提出した者が 1 者の場合でも審査は実施する。

3. 審査方法

延岡市島浦町地域おこし協力隊募集支援業務プロポーザル審査委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づく審査委員会が、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーションによる説明、質疑応答等を踏まえて審査する。ただし、提出された企画提案書等が実施要領 4 に定める参加資格要件を満たさない場合は、審査を行わず失格とする。

4. 審査項目及び配点

別表第 1（以下「審査表」という。）のとおりとする。

5. プレゼンテーションの実施

プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施については、次のとおりとする。ただし、日程等については、変更となる場合がある。

（1）実施日

令和 8 年 8 月 21 日（金）

※具体的な日時については、別途通知する。

（2）実施場所

延岡市役所本庁舎（延岡市東本小路 2 番地 1）

※具体的な会場については、別途通知する。

（3）実施方法

対面方式

※提出した企画提案書（副本）を用いてプレゼンテーションを行うこととする。ただし、当該書類の画像の投映（市設備の 40 型テレビモニター）を併用することは可とする。

（4）禁止事項

プレゼンテーション時の資料については、提出した企画提案書を使用するものとし、追加の資料の使用は禁ずる。なお、プレゼンテーションで使用する資料については、企画提案書に盛り込んでおくこと。

6. 受託候補者の選定方法

設置要綱第3条に規定する委員長、副委員長及び委員（以下「審査員」という。）がそれぞれ採点を行い、次の選定順に従って順次、受託候補者を選定する。

なお、採点方法は、審査表中「業務実績」及び「提案価格」を除く審査項目ごとに別表第2（判定表Ⅰ）に基づき5段階で判定し、評価点の合計で採点を行う。ただし、全審査員の平均点数が6割（60点）に満たない場合は、要求水準を満たしていないとみなし、受託候補者として選定しない。

【選定順】

- (1) 全審査員の合計点数が最も高い者
- (2) (1)が複数いる場合は、審査表中の区分「業務内容に関する審査」に係る評価点について、全審査員の合計点数が最も高い者
- (3) (2)が複数いる場合は、審査表中の審査項目「独創性」に係る評価点について、全審査員の合計点数が最も高い者
- (4) (3)が複数いる場合は、提案価格が最も安価な者
- (5) (4)が複数いる場合は、委員長による抽選で当選した者

7. その他

審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

別表第 1（審査表）

区分	審査項目	審査基準	配点
業務内容に関する審査	理解度、整合性	・業務内容を十分に理解し、業務目的と整合性が取れているか。	5
	実現性	・手法が具体的かつ明確であり、業務目的の達成が期待できるか。	20
	独創性	・独自のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫がなされ、業務の効果が見込める。	20
	スケジュール	・確実に実施できるスケジュールであるか。	10
体制等に関する審査	実施体制	・業務を遂行するために必要な知識や実績を有する人材が配置されているか。	10
	業務実績	・過去 5 年間ににおける類似業務の実績	15
プレゼンテーションに関する審査	取組姿勢	・提案内容を分かりやすく説明し、質疑応答も明快かつ迅速であるか。 ・取組意欲や積極性が強く感じられるか。	10
提案価格に関する審査	提案価格	・配点×（最低提案価格／提案価格） ※小数点以下切り捨て	10
合計			100

別表第 2（判定表Ⅰ）

判定	判定の目安	評価点
A	極めて優れた具体的な提案がなされている。	配点×1.0
B	優れた具体的な提案がなされている。	配点×0.8
C	具体的な提案がなされている。	配点×0.6
D	抽象的な提案がなされている。	配点×0.4
E	評価すべき提案がなされていない。	配点×0.2

別表第 3（判定表Ⅱ）

判定	判定の目安	評価点
A	類似業務の実績が 3 件ある。	15 点
B	類似業務の実績が 2 件ある。	10 点
C	類似業務の実績が 1 件ある。	5 点